

令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託公募型プロポーザルの質問に対する回答

項番	質問内容	回答
1	<p>事業内容の規模（税込22,379,000円）は、予定価格を示すものではない旨の記載がありますが、これは、予定価格は事業内容の規模額よりも小さい金額で、これを超える見積を提出すると失格する、ということを意味しているのでしょうか。</p>	<p>事業内容の規模額は本プロポーザルにおける上限額としてお示しているものであり、この範囲内での経費見積書の提出であれば失格とはなりません。 予定価格は契約の締結に際し、ご提出いただいた経費見積書等も参考に、事業内容の規模額の範囲内で別途設定するもので、必ずしも事業内容の規模額と予定価格が同額とはならないことを示しております。 なお、契約の締結に際し、予定価格を超えた見積書が提出された場合は、不調となります。</p>
2	<p>分析スケジュール案に関する別紙について、資料がありましたらご教示いただきたいと存じます。 なお、仕様書2ページ目の想定スケジュール案の表にある「※分析スケジュール案は別紙参照」と記載がある部分を指します。</p>	<p>現時点で、お示しできるものはございません。 当該表の下部の※のとおり、詳細のスケジュールは県と受託者で協議しながら進めるものとします。</p>